

改 正 後	現 行
<p>第1～第3 （略）</p> <p>（事業の申請）</p> <p>第4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第5、<u>第6の1</u>及び<u>第8</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p><u>（事業の監督）</u></p> <p><u>第8 地方農政局長は、本事業により補助を受ける都道府県知事に対して、当該都道府県が行う本事業又は本事業を行う者に対してする当該都道府県の補助事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は当該事業の実施に関し必要な指示をすることができる。</u></p> <p><u>第9</u> （略）</p> <p><u>（その他）</u></p> <p><u>第10</u> この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土そ</u></p>	<p>第1～第3 （略）</p> <p>（事業の申請）</p> <p>第4 都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第5 <u>及び第6の1</u>において同じ。）に提出するものとする。</p> <p>第5～第7 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>第8</u> （略）</p> <p><u>（委任）</u></p> <p><u>第9</u> この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。</p> <p>（新設）</p>

の他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。)に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

別紙様式 (略)

別表 (第9関係) (略)

別紙様式 (略)

別表 (第8関係) (略)

附 則

この通知は、令和5年5月26日から施行する。